

全国老施協発第 2897 号

令和 2 年 2 月 25 日

会 員 各 位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 長 平 石 朗

( 公 印 省 略 )

## 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について (その 2)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスに関する対応については、令和 2 年 2 月 18 日付「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について」(全国老施協発第 2848 号)において、対応の留意事項をお示したところですが、今般、下記のとおり厚生労働省より関係の通知が発出されるとともに、本年 1 月 30 日に発足した政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」より「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が発表されましたので、概要を含めてお知らせいたします。

また、本会では、24 日までに発出された介護保険最新情報等の通知を参照し、会員事業所のみなさまにとって把握しやすいチェックリストを別紙のとおり整理しました。つきましては、貴施設及び職員、利用者等の方々の確認事項としてお使いいただくなど、ご活用ください。

なお、厚生労働省等における情報は随時確認をいただくとともに、本会 HP 及び LINE@ においても、最新情報を掲載した場合にはお知らせすることといたしておりますので、併せてお含みおきくださいますようお願いいたします。

### ① 内閣官房 新型コロナウイルス感染症の対応について

[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

### ② 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

### ③ 全国老施協 コロナウイルス関連情報

[http://www.roushikyo.or.jp/cms/contents/saigai/relation/disaster\\_cov.html](http://www.roushikyo.or.jp/cms/contents/saigai/relation/disaster_cov.html)

### ④ 全国老施協 LINE@ QR コード (ID: cpq9255z)



## 記

### 1) [令和2年2月21日「新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたイベント開催の取扱い等について」\(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課長/老人保健課 事務連絡\)](#)

- 厚生労働大臣から、各種イベント等の開催については、
  - ・ 一律の自粛要請を行うものではないが、会場の状況等を踏まえて開催の必要性を再検討すること
  - ・ 開催する場合には、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方には参加をしないよう依頼するなど、感染機会を減らすための工夫を講じること等を要請しています。

### 2) [令和2年2月21日「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について\(令和2年2月18日付事務連絡\)」に関するQ&Aについて」\(厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課 事務連絡\)](#)

- 令和2年2月18日付「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」において示された内容について、Q&Aを示しています。社会福祉施設等における社会福祉施設には、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所等が含まれることが示されております。
- また、休業要請を行う都道府県等は、「衛生主幹部局」を指しており、社会福祉施設等は必ずしも当該要請に従う必要はないが、必要な場合には休業を行うよう依頼が示されています。
- 休業要請は施設単位だけではなく、地区単位で行われる可能性もあり、休業期間に対する最終的な判断は事業所が行うことが示されています。また、特養等に併設されている通所介護が休業要請となった場合には、特養自体が休業となるわけではなく、当該通所介護(サービス単位)に対してのみ休業の要請が行われる可能性があります。認可権者は、休業となった場合に、代替サービスの確保・調整や、利用者支援の観点で社会福祉施設等において必要な対応がとられるよう、必要に応じて、指導、助言が行われることが示されています。

### 3) [令和2年2月24日「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について」\(介護保険最新情報 vol. 767 厚生労働省老健局\)](#)

- 東京都の施設の職員が新型コロナウイルスに感染する事例が発生したことを踏まえて、過去の留意事項及び国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター国際感染症センターにおける「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」を示しています。
- 4) [令和2年2月24日「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（介護保険最新情報 vol. 768 厚生労働省老健局）](#)
- 感染拡大防止を進めていく観点から、具体的に職員等（ボランティア等含む）と利用者への対応について示しているものです。概要は、別紙チェックリストに整理しておりますので、ご確認ください。
- 5) [令和2年2月24日「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（介護保険最新情報 vol. 769 厚生労働省老健局）](#)
- 上記の通知について、入所施設や居住系サービスを除く事業所への注意事項を記載しています。
- 6) [令和2年2月25日「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（第2報）（介護保険最新情報 vol. 770 厚生労働省老健局）](#)
- 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されますが、その場合の介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いが認められるものです。
  - 内容については、「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」（令和2年2月18日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）における取り扱いを踏まえつつ、休業の要請を受けて休業している場合についても一定の要件を満たせば相応の介護報酬の算定が可能であることが示されています。
- 7) [令和2年2月25日「新型コロナウイルス感染対策の基本方針」（令和2年2月25日首相官邸新型コロナウイルス感染症対策本部決定）](#)

- 新型コロナウイルス感染症対策を進めていくための基本方針として、感染拡大防止策や医療提供体制などを総合的に示しています。現状の把握や、現在講じている対策、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理しています。
  
- 高齢者については、以下の点について再度周知しています。
  - ・ 高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高い。
  - ・ 高齢者施設等における施設内感染対策を徹底する。
  - ・ 高齢者や基礎疾患を有する者については、重症化しやすいことを念頭において、より早期・適切な受診につなげる。
  - ・ 風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、感染防止の観点から、電話による診療等により処方箋を発行するなど、極力、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築する。
  - ・ 高齢者施設等において、新型コロナウイルスへの感染が疑われる者が発生した場合には、感染拡大防止策を徹底するとともに、重症化のおそれがある者については円滑に入院医療につなげる。

以上

[連絡先]  
公益社団法人全国老人福祉施設協議会  
介護保険事業等経営委員会（忽那（くつな）・佐々木）  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階  
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705  
E-mail: js.jigyou@roushikyo.or.jp